



### Ⅲ. 第2回国際看護研究会抄録（1996. 6. 15）

#### 1. 青年海外協力隊看護職の活動とその支援

戸塚 規子（青年海外協力隊事務局技術顧問）

事業の概要：青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers = JOCV）事業は1965年4月、外務省所轄のODA（政府開発援助）技術協力の一環として開始された開発途上国で技術協力活動を行う青年の活動支援である。過去30年間の派遣実績は62ヶ国へ13,566名（1996年5月8日現在）、最近ではブルガリア、ハンガリー、ポーランド等欧州も含めて年間2000人が常時活動している。派遣要請職種は7部門、約160職種、そのうち保健衛生部門は11.6%を占める。協力隊員の派遣は日本政府と相手国政府との間で「派遣取極」が締結され、これによって公式に派遣要請がなされる。

看護職隊員の協力活動：保健衛生部門に属する19職種のうち看護職は、1966年に看護婦隊員がはじめてインドに派遣されて以来、1996年5月までに918名（看護婦580名、助産婦179名、保健婦159名）が42ヶ国に派遣された。現在は、アジア、アフリカ、中近東、中南米、大洋州の29カ国で、常時、約140名の看護職隊員が活動している。活動タイプと傾向は病院を活動場所とする病院活動型が最も多く、ついで保健所や診療所で地域保健に関わる地域活動型、活動例はごく僅かであるが看護学校で教員となる教室指導型の3つのタイプに分かれる。保健医療協力の国際的趨勢は、プライマリ・ヘルス・ケア等の地域に密着した公衆衛生や感染症対策に重点が置かれるようになり、医療技術協力の内容もその傾向が強まっている。こうした地域保健の協力ニーズの高まりは、最近は隊員要請にも反映し、地域活動型の要請が増えつつある。

派遣前訓練とその限界：隊員派遣は年3回行う。派遣に先立ち地域別に東京、長野県駒ヶ根、福島県二本松の3ヶ所の訓練所で77日間の集団合宿制の訓練が行われるが、訓練期間の三分之一（約200時間）が語学訓練に費やされる。看護の専門技術に関しては、約2時間の講義のみで協力手法に関する一般論と参考資料、活動事例の紹介が限界である。そのため要請が増えている地域活動型の派遣については、活動前にプライマリ・ヘルス・ケア・感染症に関する実習を含めた5日間の補完研修を行っている。しかしこの領域の要請であり、また病院活動型の看護婦も派遣国の保健医療サービス開発計画のもとで地域保健との連携活動が多いことから、これらの補完研修は看護職隊員全体の問題として考えなければならない状況にある。

活動支援体制：派遣国及び要請の増加と派遣職種の多様化に伴い、隊員の備える技術面と途上国で望まれる隊員像との間に格差が生じ活動上の問題が増えてきた。このような状況に対応するには部門別、地域別に一貫して技術支援のできる有識者が必要となる。しかし国内外を問わず事務局でこの技術的支援に対応することは困難であることから、1990年に事務局内に技術顧問制度が発足し、技術顧問（週1～3日の非常勤）による隊員の技術・技能に関する指導および支援が開始された。1996年4月現在、分野・職種別に17名の技術顧問が、主に隊員報告書による活動の進捗状況把握、技術的問題の助言・指導、隊員からの技術的質問・情報及び資料提供依頼についての回答、現地巡回指導等に当たっている。

## 2. ブラジルの看護助手廃止の動き

森 淑江（筑波大学社会医学系）  
草野クララ明美（千葉大学大学院）

ブラジルの概要：南米ブラジルは日本の23倍の広さをもつ。人口は1億5千万人で、サンパウロ、リオデジャネイロのある南東部にその55%、北東部に22%が集中している。乳児死亡率は45（人口千対、1992）、妊産婦死亡率60～211（地域により異なる）と高い。

看護制度：看護職は次の4つに分かれているが、看護助手は無資格の職種である。それぞれの勤務内容・勤務場所は看護法により、明確に規定されている。〔 〕内の数字は全看護職の中に占める割合（1983）。

1) 正看護婦／士（Enfermeiro Profissional）〔 8.5% 〕

看護計画立案とスーパーバイザーの役割。ICUでの直接ケア。ほとんどが卒業後に婦長や看護部長として働く。病院、保健所以外の仕事の可能性として、保健省の健康政策に関与、看護教育に携わる、看護クリニック経営。

2) 准看護婦／士（Tecnico de Enfermagem）〔 6.6% 〕 病院、保健所に勤務  
立案された看護計画の遂行。正看護婦のいない病棟でのリーダー役。

3) 看護補助者（Auxiliar de Enfermagem）〔 21.1% 〕 病院、保健所に勤務  
投薬、身体ケア、沐浴など。

4) 看護助手（Atendente de Enfermagem）〔 63.8% 〕 病院、保健所に勤務  
看護補助者の手伝い、付き添い役。

各看護職に給与は、メイド1～2に対し、正看護婦7、准看護婦4、看護補助者3、看護助手2となっている。

看護教育制度：ブラジルでは7才で小学校に入学し、小学校4年間、中学校4年間が義務教育である。高校は3年間、大学（3年以上）、大学院と続いている。

正看護婦／士養成教育はすべて大学で行なわれ、現在102大学に看護学部があり、20大学が修士課程を、6大学が博士課程を持っている。大学での教育期間は3～4年、教育時間は2500時間、そのうち実習は633時間である。大学卒業後には専門看護婦／士になる道が開かれており、専門分野として病院管理、地域看護、小児看護、成人看護、助産、看護教育の6つがある。教育は最低360時間、3～6ヶ月のコースになっている。大学卒業者の44%は専門看護婦／士の資格を持っている。

准看護婦／士になるためには、高校卒業後3年間1660時間前後の教育（うち実習600時間）を受ける。14.5%は大学に進学している。

看護補助者養成課程への入学資格は中学校卒業であるが、実際にはその40%が高校教育を受けている。2年間に1110時間（うち実習440時間）の教育を受ける。

看護助手は中学校卒業後3ヶ月程度の教育を受けて勤務することになっている施設が多いが、30%位は何も受講せずに勤務している。42%は中学校教育を受けていない。

看護助手廃止の動き：質の低さが問題となり、1986年に96年までの10年間に看護助手制度を全廃するための法律が発効した。これにより看護助手は看護補助者養成課程の受講が義務づけられたが、既に看護補助者の資格を得た者は半数にすぎない。その理由はコースが近くはない、通学のための交通費が負担になるなどである。

#### IV. 第3回国際看護研究会のお知らせ

日 時：1996年9月28日（土）13：00～15：00

場 所：国際協力事業団青年海外協力隊広尾訓練所1階研修室

テーマ：NGOにおける看護職の国際協力活動の実際（仮）

講師：工藤芙美子（看護婦）

          シェア＝国際保健協力市民の会　タイ代表

          ：東海林朱美（保健婦）

          日本キリスト教海外医療協力会（JOCs）バングラデシュワーカー

報 告：第11回日本国際保健医療学会報告（以下の演題をワーキンググループとして発表予定ですので、その報告を中心に行ないます）

「看護職の国際医療協力活動の分析

－過去30年間にGOより派遣された看護職の活動領域－

#### V. その他

本研究会発足のきっかけとなりました、千葉看護学会の第2回学術集会が9月21日（土）に開催されます。昨年度に引き続き、今年度も分科会テーマとして「看護の国際協力」が取り上げられます。我々の活動分野について広く看護界の人に理解を得るために貴重な機会ですので、皆様都合をつけてぜひご参加下さい。

第2回学術集会会長：武田 淳子（千葉大学看護学部）

メインテーマ：「看護学の貢献 — その深みと広がりを共有しよう

～看護実践の見つめ方を深めよう～」

日時：平成8年9月21日（土） 9：30～10：00（総会）

10：00～16：00（学術集会）

会場：千葉大学けやき分館 千葉市稲毛区弥生町1-33（JR西千葉駅下車）

千葉看護学会第2回学術集会事務局：千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学看護学部  
小児看護学教育研究分野内

-----  
編集後記 先日、いつも参加していた国際保健の研究会が終了する、という連絡を受けました。ラテンアメリカに焦点をあてたユニークな研究会でしたので、代表の方の国外転居に伴って解散してしまうのが、とても残念でした。当研究会が同じ運命を辿らないよう、私達は着実に会員をふやし、実績を積み上げて行きたいものです。皆様の活動に期待しています。  
-----  
(森)